

令和 7 年度

国営土地改良事業地区調査

旧迫川二期地区米山流域排水解析補足その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区米山流域排水解析補足その他業務称（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区の事業計画策定のため、米山流域の排水解析及び排水施設規模の諸元決定等を行うものである。

(場 所)

第1－3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市及び遠田郡涌谷町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1－4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第1－5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－6条 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－7条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－9 条 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年 月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成 30 年 5 月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和 3 年 6 月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成 26 年 3 月
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成 31 年 4 月

(対象施設)

第 2－2 条 本業務における現況施設の諸元は次のとおりである。

工種	施設名称	構造・規模	最大通水量 (m ³ /s)
機 場	米山揚水機場	立軸斜流ポンプ φ 900×1 台、 φ 1,400×1 台 立軸軸流ポンプ φ 1,700×2 台	用水量： 5.95 排水量：18.91
排水路	米山幹線排水路	L= 3.524km 2 面ライニング B2.3～10.5×H0.96～2.2	18.91
	米山中央幹線排水路	L= 2.313km 2 面張ブロック B3.2×H2.0	6.86

(参考図書)

第2－3条 本作業で参考とする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次によるものとする。

番号	名 称	発行所・監修	制定（改訂） 年 月
1	国交省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省河川局	平成 17 年 11 月
2	解説・工作物設置許可基準	（財）国土開発技術 研究センター	平成 10 年 11 月
3	柔構造樋門設計の手引き	（財）国土開発技術 研究センター	平成 10 年 11 月

(貸与資料)

第2－4条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	調査対象施設関連図面	1 式
2	事業誌、事業成績書	1 部
3	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区排水解析その他業務 報告書	1 部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2－5条 第2－3条、第2－4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内訳

(作業項目及び数量)

第3－1条 この業務における作業項目は次のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 排水整備構想（案）の作成	1 式	
3. 排水路概算工事費の算定	1 式	
4. 低炭素農業水利システム事業の検討	1 式	

作 業 項 目	数 量	備 考
5. 点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3－2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（排水整備構想（案）の作成段階）

第3回 中間打合せ（排水路概算工事費の取りまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は打合せの都度業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条 成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD－R等）正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里6丁目7－10 古川合同庁舎3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所 宮城支所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

- (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合
- (6) その他

第7章 定めなき事項

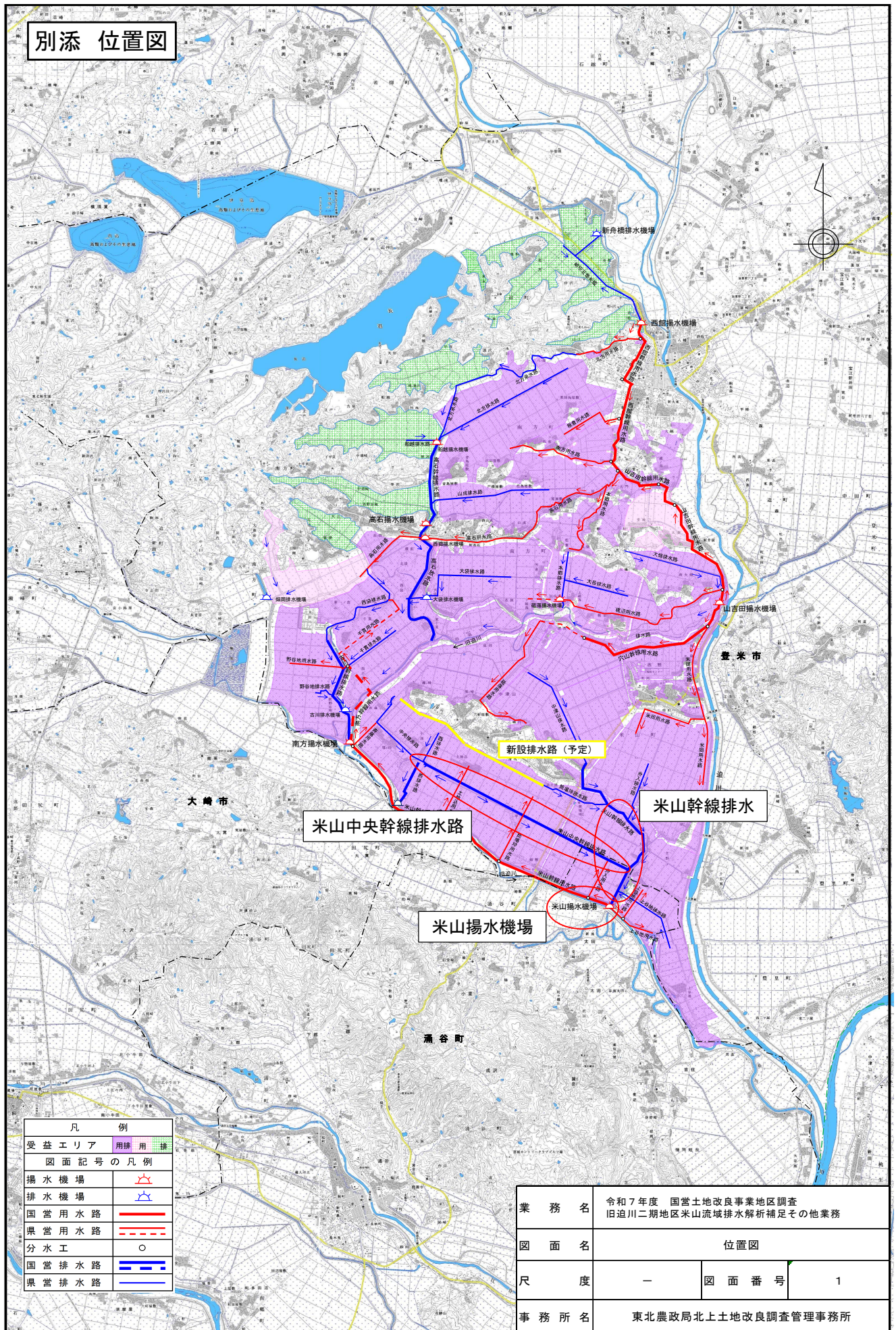
(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業		
(1) 現地調査	業務の実施に必要な現地踏査を行う。	○
(2) 資料の検討	過年度までの調査結果等、貸与資料を整理、把握し、作業計画を検討・樹立する。	○
2. 排水整備構想（案）の作成	現況の米山揚水機場流域において、米山排水機場単独で整備水準を満足する排水整備構想（案）を作成するため以下の検討を行う。なお、米山排水機場は現況位置を基本とする。 ①検討対象範囲の現地調査や図面検討により、排水再編に係る新設排水路の路線を検討する。 ②令和5年度に作成された排水解析モデルを、排水路路線計画案に基づき修正する。 ③各案について、湛水面積の集計及び湛水区域図の作成、排水施設諸元の決定（米山排水機場規模と吸水位、既設排水路の改修区間、新設排水路の規模）を行う。	○
3. 排水路概算工事費の算定	2. で検討した排水整備構想（案）について、排水路に係る工事費を算定し、コスト及びメリット・デメリットの比較を行う。なお、工事費は他地区事例により算定する。	○
4. 低炭素農業水利システム事業の検討	令和5年度に算定された排水利用に係るポンプのエネルギー使用量を、①令和5年のデータを追加、②ポンプ基本設計の成果を反映することにより更新する。 また、用水利用に係るポンプのエネルギー使用量を排水利用と同様の手法で算定する。用水利用分は過年度に整理されていないため、過去5か年分の運転状況を収集・整理する。 これらの現況・計画のポンプエネルギー使用量を比較し、事業適用に当たっての課題等を整理する。	○
5. 点検取りまとめ	成果資料の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別添 位置図



凡 例	
受益エリア	用排水
図面記号の凡例	
揚水機場	
排水機場	
国営用水路	
県営用水路	
分水工	
国営排水路	
県営排水路	

業務名	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区米山流域排水解析補足その他業務		
図面名	位置図		
尺 度	—	図面番号	1
事務所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		